

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料（附属資料）

（2月10日提案分）

警 察 本 部

目 次

	ページ
1 公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表	1
2 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表	2
3 神奈川県道路交通法関係手数料条例新旧対照表	3
4 津久井警察署新築工事（建築）請負契約の内容	6

1 公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年神奈川県条例第34号）

改正後	改正前
<p>第1条 （略） <u>（服務の宣誓）</u> 第2条 <u>新たに公安委員会の委員（以下「委員」という。）となった者は、知事に対し宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができる。</u> 第3条 （略）</p>	<p>第1条 （略） <u>（服務の宣誓）</u> 第2条 <u>公安委員会の委員（以下「委員」という。）は、任命後、知事の面前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u> 第3条 （略）</p>

2 神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）

改正後	改正前																
<p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,702人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>17,405人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略）</p> <p>第3条（略）</p>	職員の区分	定数	(略)		警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,702人</u>	合 計	<u>17,405人</u>	<p>第1条（略） （職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,701人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>17,404人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略）</p> <p>第3条（略）</p>	職員の区分	定数	(略)		警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,701人</u>	合 計	<u>17,404人</u>
職員の区分	定数																
(略)																	
警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,702人</u>																
合 計	<u>17,405人</u>																
職員の区分	定数																
(略)																	
警 察 官 以 外 の 職 員	<u>1,701人</u>																
合 計	<u>17,404人</u>																

3 神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
<p>第1条・第2条（略） （指定講習機関が行う講習に係る手数料） 第3条 道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項の規定により同項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第108条の2第1項第2号、<u>第10号又は第14号</u>に規定する講習を受けようとする者は、当該講習に係る前条第1項の手数料を当該指定講習機関に納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>				<p>第1条・第2条（略） （指定講習機関が行う講習に係る手数料） 第3条 道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項の規定により同項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）が行う法第108条の2第1項第2号<u>又は第10号</u>に規定する講習を受けようとする者は、当該講習に係る前条第1項の手数料を当該指定講習機関に納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
1～5の2（略）				1～5の2（略）			
6 削除				6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者	チャレンジ講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしているか認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの	2,660円
					特定任意高齢者講習手数料	加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習であって、神奈川県公安委員会規則で定めるもの	1,800円
7～13（略）				7～13（略）			
13の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料		1,050円	13の2 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受けようとする者	認知機能検査手数料		750円
13の3 法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けようとする者	運転技能検査手数料		3,550円	(新設)			

14 法第91条 又は第91条 の2第2項 の規定によ り運転する ことができ る自動車及 び原動機付 自転車の種 類を限定さ れた者で、 その限定の 全部又は一 部の解除を 受けるため 、公安委員 会の審査を 受けようとする者	審査 手数料		1,400円 (公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に あつては、 2,850円)	14 法第91条 の規定によ り運転する ことができ る自動車及 び原動機付 自転車の種 類を限定さ れた者で、 その限定の 全部又は一 部の解除を 受けるため 、公安委員 会の審査を 受けようとする者	審査 手数料		1,400円 (公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に あつては、2,850円)		
15～19 (略)				15～19 (略)					
20 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようとする者	講習 手数料	法第 108 条の 2第 1項 第12 号に 掲げ る講 習	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 法第71条の5第3 項に規定する普通 自動車対応免許 (以下「普通自動 車対応免許」とい う。)を受けている 者(法第97条の2 第1項第3号イ及 びハに掲げる者 並びに法第101条 の4第3項の規定 の適用を受ける者 を除く。)に対する 講習 普通自動車対応免 許を受けている者 (法第97条の2第 1項第3号イ若し くはハに掲げる者 又は法第101条の 4第3項の規定の 適用を受ける者に 限る。)又は第一 種運転免許若し くは第二種運転 免許であつて普通 自動車対応免許 以外のもののみ を受けている者 に対する講習	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 6,450円 2,900円	20 法第108 条の2第1 項各号に掲 げる講習を 受けようとする者	講習 手数料	法第 108 条の 2第 1項 第12 号に 掲げ る講 習	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 小型特殊自動車免 許以外の第一種運 転免許又は第二種 運転免許を受けて いる者に対する講 習(法第97条の2 第1項第3号イ、 第101条の4第2 項又は第101条の7 第4項の規定により 認知機能検査の結 果に基づいて行う ものを除く。) 小型特殊自動車免 許以外の第一種運 転免許又は第二種 運転免許を受けて いる者に対する講 習(法第97条の2 第1項第3号イ又 は第101条の4第2 項の規定により認 知機能検査の結果 に基づいて行うも のに限る。) 小型特殊自動車免 許以外の第一種運 転免許又は第二種 運転免許を受けて いる者に対する講	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 5,100円 5,100円 (当該認知機能検 査の結果が認知 症のおそれがあ ることその他の 認知機能が低下 しているおそれ があることを示 すものとして道 路交通法施行規 則第39条に定め る基準に該当す るものにあつて は、7,950円) 5,800円

4 津久井警察署新築工事（建築）請負契約の内容

(1) 入札執行状況調書

工事名称 津久井警察署新築工事（建築）

ア 開札年月日 令和3年12月13日

イ 落札額 1,216,435,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 110,585,000円

ウ 入札回数 1回

エ 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,158,780,000	1,105,850,000	1,089,253,200

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事（株）	1,105,850,000	落札
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	（株）渡辺組	1,133,330,000	
工藤・亀井特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設（株）	1,140,000,000	
松尾・安藤特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区鶴見中央	（株）松尾工務店	1,180,000,000	
奥村組・相陽特定建設工事共同企業体	大阪市阿倍野区松崎町	（株）奥村組	1,225,500,000	
N B・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	（株）N B建設	1,270,500,000	
小俣・古木特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	（株）小俣組	1,280,000,000	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	（株）紅梅組	1,300,000,000	
匠・山王特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設（株）	1,320,000,000	
アイグステック・田中建設特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック（株）	1,380,000,000	

大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区田 名塩田	大野土建（株）	1,440,000,000	
門倉組・湘南ミサワホーム特 定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	（株）門倉組	1,500,000,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	（株）エス・ケイ・ ディ	1,530,000,000	
小島・関野特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	（株）小島組		辞退

（注）上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(2) 事業概要

ア 工事名称	津久井警察署新築工事（建築）
イ 工事場所	相模原市緑区中野937番地2
ウ 建物	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階建 延面積 3,086.69平方メートル
	車庫棟 鉄骨造 地上1階建 延面積 209.65平方メートル
	総面積 3,296.34平方メートル
エ 請負契約者名	日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体 代表者 日成工事株式会社 代表取締役 小林 雅夫 所在地 横浜市港南区上大岡西1丁目12番3号 上大岡京浜ビル201号
オ 請負金額	12億1,643万5,000円



